

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外

1 件 不当金額(支出) 105万円

1 交付金事業の概要

いわて門崎丑牧場有限会社は、令和2年度に、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の施設等整備事業として、和牛肉を貯蔵する冷凍保管庫及び和牛肉の在庫を管理するための食肉管理システム(以下「システム」)の導入等を実施した。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱」によれば、施設等整備事業において交付金の交付の対象となるのは、輸出先国が定める輸入条件及び輸出先国のニーズを満たすために必要な施設の整備及び機器の整備に係る経費とされている。そして、保守費用等の施設等導入後の維持管理に係る経費については、これらに該当しないことから、交付の対象とならないこととなっている。

2 検査の結果

会社は、システムの導入等を事業費2790万円(交付対象事業費同額)で実施したとして、岩手県に実績報告書を提出して、これにより交付金1394万円の交付を受けていた。

しかし、前記のとおり、保守費用等の施設等導入後の維持管理に係る経費については交付の対象とならないのに、会社は、システムの導入後5年間分の保守費用212万円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記の保守費用212万円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額105万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認める 国庫補助 金等相当額
東北農政局	岩手県	いわて門崎丑牧場有限会社 (事業主体)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	令和2	円 2790万 (2790万)	円 1394万	円 212万 (212万)	円 105万